

本邦騎兵に付属すべき騎砲（速射機関砲）に関する意見（明治三十一年 佐野騎兵監に提出）

本邦騎兵に在つても騎砲兵の必要なは、既に騎兵用法意見に於いて述べし所の如し。而して火砲式のもの、著しく騎兵の威力を増すべきも、現時に於いてこれを編成するの機運に達せざれば、速射機関砲を以て本邦騎兵の兵力の不足を補うを要す。

機関砲を騎兵に付するの考案は最近にして、欧州大陸諸強国に在りては、甚だしき注目をなさず。蓋しこれらの諸国に於いては、威力猛烈なる騎砲兵を有し、また地形また兵数の上に於いても、能くこれを運用し得るを以て、中間物たる機関砲の如きは、これを付属するの必要なきを以てならん。

然れども国軍の兵数寡少にして、地形山多き端^ス西^ス国に於ける、あるいは大陸諸国に対するの形勢甚だ本邦と類似し、屢々外国の植民地に軍隊を派遣するを要する英国の如きに在つては、機関砲を最も便利なる兵器として、各国に先だちて採用し、騎砲兵として騎兵に付属し、騎兵卒を以てこの騎砲兵隊を編成せり。

機関砲の威力は、固より破壊力を有する騎砲兵及び速射砲に敵せず。然れどもこれを歩兵銃に比すれば、射撃距離及び発射速度、命中等遙かにその上に在り。またその材料及び人馬の数は、速射砲等より大に軽便なるを以て、騎兵動作の軽捷を害することなく、これに伴随して運動し、隊集団をなせる敵騎の不意に現出して、これに損害を与え、我騎兵の運動を掩護し、陣地に拠る歩兵を展開せしめ、我騎兵の進路を開いて搜索の目的を達せしめ、我騎兵と共に敗敵を追撃してこれを潰走せしめ、敵のホン軍に接近して各所に出没し、その行動を遅滞せしめ、一地に拠つて我搜索斥候の根拠となり、または本軍の到着する間陣地を固守する等、従来徒歩戦闘の外恃む能はざる場合、若しくは徒歩戦闘に由つて目的を達する能はざる諸種の場合に依じて、我騎兵に火力と防御力とを付与しつつ、騎兵固有の性能を發揮せしむるを得べし。故に以て機関砲は本邦騎兵に付属するに適する砲種とすべきや否やは、一の研究す可き問題とす。

前項の外なお機関砲に付いては、次項の利益あり。

普通、機関砲は一分間に二百五十発（最大速度のものは六百発）を発射し得、歩兵連発銃は同時間に約十発を発射するものとする時は、一門の機関砲は歩兵二十五人に匹敵するを以て、もし八門を以てするときには、歩兵約一中隊に匹敵するを得べく、また騎歩を以て行進中に在る敵騎に対しては、その三百及至四百米を行進する間に、二千発内外の弾雨を注ぐことを得べし。而してこの威力を現すが為めに、砲の運転及操法に要する騎卒の数は、一門僅かに一、二名にて足れり。

また各砲一万発内外の弾薬筒を携行するは、一二の車輛にて足るべきを以て、前記の速度を以て、少なくとも四十分間の戦闘を維持するを得べし。

機関砲（即騎兵砲）の操法及び射撃法は単簡なるを以て、これを騎兵連隊内に編入し、中隊長以下皆騎兵本科の者を以てこれに任じ、また平素より連隊内に於いて、多数の射撃手を教育し、必要に応じては自在に射撃手の補欠をなすことを得べく、また隊長は平素よりその運用法に熟し、平戦両時共に自ら教育したる部下を使役することを得る等の利益あり。

以上の所論により、機関砲を採用するとせば、材料及び編成は如何すべきやに就いては、砲種を決定せざるを以て、確實なる成案を立つること能わずと雖も、二十七、八年台湾に於いて用いたる機関砲の経験により、英国の編成を斟酌し、仮に左の方式とせば有利ならん。

第一、小銃と同口径を有する機関砲車、弾薬車及び予備品車は、各二馬を前後に重畳して輓曳し、前馬は乗馬して騎卒これに乗り、後馬は輓馬にして砲車（弾薬車）を繋駕して前馬に連繫せしむ。

第二、砲手は一名にして、照準と射撃（無論後塵なし）をなし得ること。

第三、弾薬車には弾薬の外、騎兵破壊火具を搭載すること。